

福岡県公報

平成18年12月20日
第2622号

目次

告示(第2525号-第2531号)

○漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等	(漁政課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可	(農地計画課)	1
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○土地改良区の解散の認可	(農地計画課)	3

公告

○平成19年福岡県歯科技工士試験の実施	(医療指導課)	3
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	6

選挙管理委員会

○平成15年4月13日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(地方課)	7
--	-------	---

公安委員会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき委嘱している少年指導委員の活動区域	(警察本部少年課)	8
--	-----------	---

告示

福岡県告示第2525号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、漁業の免許について、

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻生 渡

1

- 公示番号 筑区第801号
- 免許の内容たるべき事項
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	ふともづく養殖業	12月1日から翌年6月15日まで

- 漁場の位置 糸島郡志摩町大字芥屋地先
- 漁場の区域
次の(i)、(ii)、(iii)、(iv)及び(v)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域
基点第86号 糸島郡志摩町大字芥屋地先 筑前ノ一瀬灯標
(i) 基点第86号から真方位35度13分 1,052メートルの点
(ii) 基点第86号から真方位35度33分 992メートルの点
(iii) 基点第86号から真方位44度3分 1,010メートルの点
(iv) 基点第86号から真方位45度18分 1,062メートルの点
- 地元地区 糸島郡志摩町大字芥屋
- 存続期間 平成19年4月1日から平成20年8月31日まで
- 申請期間 平成19年1月15日から同年2月28日まで
- 免許予定日 平成19年4月1日

福岡県告示第2526号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区	18・12・7

福岡県告示第2527号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定に基づく堤防と道路との兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立したので、同条第2項の規定により次のとおり、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県北九州土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 河川の名称
遠賀川水系戸切川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
遠賀郡岡垣町大字戸切字抱ノ内166番地の4地先から
遠賀郡岡垣町大字戸切字抱ノ内185番地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 岡垣町
所在地 福岡県遠賀郡岡垣町野間1丁目1の1
代表者 岡垣町長 樋高 龍治
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第2528号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年11月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人障がい児・者の自立を援助する「めだかの会」
 - (2) 代表者の氏名
福山 紀子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡市東区香住ヶ丘4丁目22番6号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害児・者のための日常生活支援や福祉施設の設置運営など、地域で安心して働き、暮らしていけるように支援活動を行いながら、生涯学習活動、余暇活動を通して、心身の発達、成長を促進し、雇用機会の拡充に寄与していくことを目的とする。

福岡県告示第2529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一 般 国 道	386 号	前	朝倉市山田2267番5先から 同市山田2184番先まで	10.8 ～ 23.0	228.6
			後	同上	14.0 ～ 39.0	
朝 倉	一 般 国 道	386 号	前	朝倉郡筑前町中牟田720番 4先から 同郡同町中牟田890番1先 まで	9.0 ～ 9.3	177.0
			後	同上	9.3 ～ 12.3	

福岡県告示第2530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年12月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386 号	朝倉市山田2267番5先から 同市山田2191番1先まで

福岡県告示第2531号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土 地 改 良 区 名	解散認可年月日
五十石土地改良区	平成18年12月8日

公 告

公告

平成19年福岡県歯科技工士試験を次のように実施する。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成19年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成19年3月に卒業見込みの者
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、

矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技工実技

(2) 日時及び場所

日	時	種 目	場 所
平成19年2月28日(水曜日)	午前10時～ 午後4時30分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成19年3月1日(木曜日)	午前9時30分～ 午後4時20分	実地試験	福岡市東区水谷1丁目21番1号 福岡医科歯科技術専門学校
平成19年3月2日(金曜日)			飯塚市横田字大森770番地の1 九州歯科技工専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置にはること。）並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健福祉部医療指導課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

（ア） 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書

（イ） 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証明する書類

（ウ） 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認めたことを証する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒（B5判が入るもの）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込み受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成19年2月1日（木曜日）から同月15日（木曜日）までとする。

イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成19年2月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証書の交付等

(1) 合格者の発表は、平成19年3月20日（火曜日）午前10時に医療指導課前の廊下に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

(3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成19年3月14日（水曜日）までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課（電話092-643-3273）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

男性警察官用受傷事故防止用革手袋 3,018双

女性警察官用受傷事故防止用革手袋 18双

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成19年3月9日(金)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年4月福岡県告示第719号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年1月11日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	AA、A
12	01	百貨	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地の手配を受けられること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年12月20日(水)から平成19年1月11日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年1月11日(木)午後5時15分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成19年1月12日（金）午前10時30分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年12月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る特定役務の名称

ヘリコプター・テレビ・システム受信局（警察本部）賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成18年10月11日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
NTTファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所
福岡市博多区博多駅前2丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
43,793,064円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成18年8月30日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第114号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成15年4月13日執行の福岡県議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年12月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

1 選挙の種類 平成15年4月13日執行 福岡県議会議員一般選挙（北九州市門司区選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 7,822,300円

3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	久 保 九 州 雄	所 属 党 派	自 由 民 主 党	出 納 責 任 者 氏 名	林 籌 郎
第1回報告分	期 間 平成15年2月1日から平成16年1月15日まで			報 告 書 受 理 年 月 日	平成18年11月30日

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業)

自由民主党福岡県第十区

選挙支部自見庄三郎

(寄附額)

2,000,000円

支 出

人 件 費

家 屋 費

(選挙事務所費)

(集会会場費)

通 信 費

交 通 費

印 刷 費

1,260,000円

938,582円

891,372円)

47,210円)

721,750円

148,970円

2,596,437円

その他の寄附	
その他の収入	6,000,000円
今回計	8,000,000円
前回計	0円
総計	8,000,000円

広告費	1,580,940円
文具費	19,020円
食糧費	0円
休泊費	0円
雑費	253,236円
今回計	7,518,935円
前回計	0円
総計	7,518,935円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第364号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき委嘱している少年指導委員の活動区域を、平成19年1月1日付で次のとおりとするので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）の規定により告示する。

平成18年12月20日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
江副裕紀		
杉元美智代		
紫垣亨子		
江頭克代		
釜堀春恵		
永吉真治		
大崎信昭		
内林美恵子		
佐藤隆昭		

林和子	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
坂本秀代		
後藤和範		
日野守隆		
中村徳		
河野篤		
小谷浩司		
中川清		
井上鴻一		
舌間建喜		
梅月智子		
早川鴻之輔		
吉原勝巳		
伴莞爾		
伊藤忠		
野田光雄		
城戸文次郎		
川内義幸		

乙 成 勝	092-412-0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域	小 林 志 信	092-847-0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域		
藤 川 環			後 藤 武 司				
満 生 博 文			倉 光 敏 夫				
緒 方 博			室 津 健 次				
福 山 誠			松 永 義 勝				
堀 武 志			嶋 田 満 宣				
安 武 重次郎			吉 岡 直 通				
古 賀 哲 夫			原 康 彦				
大 庭 宗 一			田 崎 敏				
吉 井 薫			鈴 木 利 英				
竹 添 一 志			松 尾 二 三 夫			092-805-6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
栗田口 賢 三			室 津 一 之				
加 藤 和 雄			富 山 孝 昭				
松 村 秀 豊			小 野 眞 利				
片 岡 良 二	092-643-0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域	三 島 俊 康	092-542-0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域		
小 泉 博 美			中 村 幸 雄				
迫 野 譲 二			勝 野 隆 恵				
深 野 栄 介			重 松 悦 子				
合 屋 善 克			鶴 田 満 徳				
松 尾 義 隆			川 上 ヨ シ 子				
奥 田 信 行			北 浦 庸 博				
米 倉 仁 山			渡 邊 昇				
早 川 哲 也			前 田 弘 文				
宮 石 昭 紘			溝 口 博 文				
萩 尾 武 士			稲 永 寛 一 郎				
竹之内 忠			木 原 哲 司				
山 部 兼 一			内 野 富 美 子				
戸 川 麻 里 子			藤 洋 之 助				

土江賢隆	092-939-0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域	熊谷三郎次	093-771-0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
松永金吾			犬童則幸		
貝野勝是			杉本光洋		
高山守			濱小路兼生		
安川辰己			山下康子		
牟田正光			仲山チエ子		
山手健			作間忠孝		
和田雄治	0940-36-0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域	神崎義則	093-861-0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
大堂九仁雄			徳永宏威		
有田昇			菊池茂樹		
春日康信			原田修		
上野完一	0946-22-0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域	宗雪修	093-691-0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
廣渡利秀			楽満靖夫		
飯田昭雄			黒川千年		
中原茂利	濱田孝	093-662-0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域		
與子田道孝	向井昌弘				
櫻田勝利	柿木稔				
萩原治美	渡辺大				
大武満洲男	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域	三好壽創	093-662-0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
結城満義			中山寅清		
平野健蔵			讚井俊文		
木村文夫			手代木勇一		
白水嘉隆			清水弘康		
桑野英則			草賀勲		
帆足千尋			宮地久男		
船越真一			古野智慎		
久野力			坂本義徳		
井上敏明			岸原庸夫		

岩本展幸	093-645-0110 八幡西警察署(少年係)	八幡西警察署の管轄区域
黒岩義之		
大貝幸史		
田中博		
梶原茂義		
松浦克巳		
山中秀夫		
水口鉄昭		
山本豊		
花田宗憲		
木村幸男	093-583-0110 小倉北警察署(少年係)	小倉北警察署の管轄区域
波多野直之		
木村嘉穂		
浅田豊士		
深田五男		
若松眞一		
山下源太郎		
伊勢幸雄		
溝上博		
久重路達男		
緒方弘治		
永尾元彦		
尾家秀雄		
宮弘		
吉村義隆		
武内正文		
田中啓治		
上野孝司		

木下人英	093-923-0110 小倉南警察署(少年係)	小倉南警察署の管轄区域
水岩敏昭		
杉信市		
松永忠義		
梶谷登		
丸山智明		
瓜生数美		
平野信幸		
野口義弘		
奥野泰美智		
和智岡子		
矢野了		
竹内孝		
橋本正己		
濱田俊史		
林利治		
國廣末喜		
石本直喜		
奥幸正		
横畠勝彦		
山口三男		
河村勝美		
森實幸治		
吉野益生		
坂口弘二		
清水信之		
阿部雪男		
植村正徳		

上田 治	0930-24-5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域	徳野 康博	0942-38-0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
三宅 昭			藤川 一海		
榎 信義			重藤 将宏		
増田 哲人			福田 秀人		
山中 太郎			平田 俊成		
隈井 哲康	森光 徹				
松下 登一	0949-22-0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域	古賀 利郎		
的野 弘明			井上 康洋		
永井 志尚			角 正司		
有田 憲生			湊上 憲士郎		
渡邊 勝巳			栗秋 武美		
相良 淳一	0948-21-0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域	田中 幹雄		
江藤 征生			村上 豊美		
小西 直信			村田 利光		
井上 豊治			原 誠		
菰田 保夫			梅野 忠		
古賀 利広			古賀 修身		
古谷 義秀			森永 雅之		
大塚 眞次			前岡 義人		
徳田 満			青木 茂樹		
江口 昭夫			米倉 達雄		
小野本 一二三	0943-22-5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域	谷川 侯司		
久多見 辰雄			重松 憲一		
梅林 秀希			平井 昭文		
梶原 孝文	0947-42-0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域	馬場 忍		
小野 秀雄			山口 龍二		
住吉 重信			中島 雅好		
古賀 徳生	0944-74-0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域	山田 良治		

川口 治彦		
猿渡 勝幸		
横山 康通		
市川 光雄		
金崎 泰治		
前原 和吉		
坂本 幸弘	0944-43-0110	大牟田警察署の管轄区域
山本 美智子	大牟田警察署（少年係）	
辛川 和秀		
木下 幹雄		
藤原 優子		
平川 正治		
斉藤 敏博		

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)